低入札価格調査による判定基準

１　基本的考え方

(1) 地方自治法施行令第167条の10第１項に定める趣旨を踏まえ、調査の結果、次のいずれにも該当しないことを判断の基本とする。

ア　当該入札者が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められること。

イ　当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められること。

(2) 調査は、調査対象工事単体として、入札額による履行の可否を判断するものとする。

(3) 「公正な取引の秩序を乱すおそれ」の判断にあっては、社会通念上正常な取引の関係がゆがめられることとなるような入札を排除する観点から、当該入札価格をもって、工事の施工に係る実行予算が成り立つか否かを基本に履行の可否を判断するものとする。

２　調査による失格基準

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 |
| (1) 調査に協力しない場合 | ア　低入札価格調査に関する調査資料の提出を、財政課長の定める期限までに行わない場合（財政課長の承認を得たものを除く。）イ　事情聴取に応じない場合 |
| (2) 見積数量が適正でない場合 | 発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量（参考数量）を満足していない場合 |
| (3) 品質・規格が適正でない場合 | 材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合 |
| (4) 労務単価が適正でない場合 | 労務単価について、法定最低賃金を下回っている場合 |
| (5) 工事費内訳書算出根拠が適正でない場合 | ア　算出根拠が明確でない場合イ　下請予定業者、資材購入予定業者、機材借上げ予定業者等からの聞き取りにより、工事費内訳書記載価格がいわゆる「指値」である等不当に低額に設定されたことが明白である場合ウ　下請、資材購入及び機材借上げについて、過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない場合エ　不足経費について、会社経費等から補填するなど、工事単体として実行予算が成り立たない場合 |
| (6) 建設副産物の処理が適正でない場合 | ア　建設副産物について、適正な処理費用が計上されていない場合イ　建設副産物の処理費用が計上されている場合にあっても、当該処理費用算出根拠が示されない場合又は過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でないなど不当に低額な費用を計上している場合 |
| (7) 上記のほか、適正な工事の履行が行われないおそれがあると認められる場合 |